

緑の保全・回復

～残された緑の保全と緑化の推進～

○現状

▶▶▶ 緑の保全

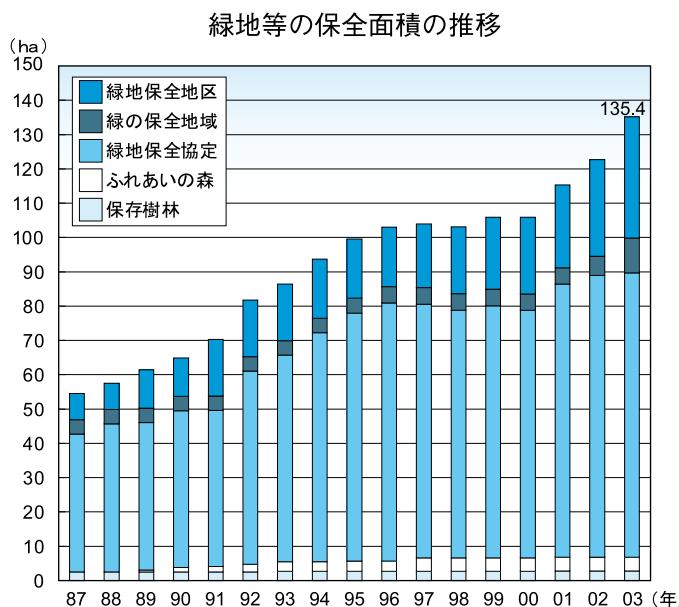
市域における山林原野の面積は2004年1月1日現在約562ha。その多くは多摩丘陵の残存斜面緑地であり市北部の区に集中しております。

しかし市域面積に占める割合になると、既に5%を割っている状況であり、年々減少の傾向にあります。

このような状況の中、市域に残された斜面緑地の評価、上位計画、市民意識、植生、地形などの各情報を整理し、緑地保全施策やまちづくりの情報などに活用していくことを目的として、2002年度に、「川崎市斜面緑地保全カルテ」を作成いたしました。

現在はカルテにまとめられた結果を元に、残存する斜面緑地を保全するため、都市緑地保全法による「緑地保全地区」の指定を進めると共に、川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例で定める「緑の保全地域」についても指定の推進を図っております。

さらに緑地保全協定、ふれあいの森、保存樹林等の制度も併せ、緑の担保に努めております。

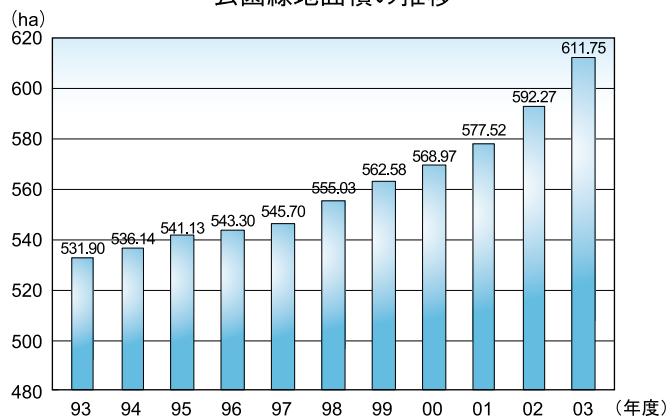


▶▶▶ 公園緑地の整備

近年、生活水準の向上、自由時間の増大、少子高齢社会の進行など、社会経済情勢の変化に伴い、身近な自然とのふれあいやスポーツ・レクリエーションに対するニーズがますます高まっています。

このような状況から、本市ではうるおいのある豊かな市民生活の実現のため、市街地の全域で歩いていける範囲に、街区公園などの身近な公園の整備を進めるとともに、大規模公園緑地についてはその立地特性等を踏まえて、自由時間を豊かに過ごす場としてふさわしい個性と魅力のある公園緑地づくりを進めています。

公園緑地面積の推移



▶▶▶ 公園緑地の維持管理

地域の方々が、除草・清掃等の公園愛護活動を行うだけでなく、身近な公園緑地を地域の庭として、積極的に花壇づくり等の活動を行っています。

こうした活動を行うことにより、地域コミュニティーの活性化や公園の利活用につながることから、地域で活動を実践する方々と市との間で自主管理協定を締結し、苗木・草花・土壌の提供等を行っています。2004年3月末現在、33公園で協定を締結しております。

◆◆◆ 屋上緑化等助成制度の創設

2003年度に建築物の屋上及び壁面を花と緑に触れ合える場として再生し、地域コミュニティーの場を形成するなど、市街地における新たな緑の確保の手法として屋上緑化等に取り組む市民や事業者に対してその経費の一部を助成する制度を創設しました。助成金については、民有地緑化を推進するという視点から財団法人川崎市公園緑地協会から交付されております。

なお、2003年度は17件の申請があり、屋上に約1,500m²の新たな緑が創出されました。

